

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
接続政策委員会（第66回）議事概要

日時 令和5年10月11日（水）16:00～16:25

場所 オンライン会議による開催

参加者 接続政策委員会 相田主査、山下主査代理、高橋専門委員、内藤専門委員、  
西村（真）専門委員、橋本専門委員  
事務局 木村電気通信事業部長、井上料金サービス課長、  
（総務省） 竹内料金サービス課課長補佐、  
柴田料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について  
事務局から本議題について説明を行った後、質疑応答及び意見交換を行った。

【発言】

○相田主査

東西均一接続料に関して2点ほど質問がございます。今までは東西均一にするか、東西別にするかでかなり接続料が変わってくるということだったのですが、今度、メインがNGNになって、部分的にLRICが適用されて、全体の接続料の格差がどれくらいになるかという数字はいつ頃示していただくことが可能なのでしょうかというのが1点。

それからもう1点は、やはり影響が出てくるのは地方で事業をやっていらっしゃる通信事業者なので、今、ヒアリングの予定が、NTT東日本・西日本のほか、KDDI、ソフトバンクという、全国で事業を営んでいる事業者であるのに対して、何か地方でのみ事業をやっていらっしゃる事業者のヒアリングとかをする必要はないのかということについて、事務局の御意見をお聞かせいただければと思います。

○柴田料金サービス課課長補佐

事務局でございます。現時点では、メタルIP電話固有の部分の接続料を東西別にした場合と東西均一にした場合で、NGN部分と加重平均等をした接続料の東西比がそれぞれ何倍になるという詳細な計算が手元にあるわけではございません。今般、論点1の調査検討におきまして、加重平均等の方法を御議論いただきますけれども、例えば、トラヒック比により加重平均するとき、総務省とNTT東日本・西日本において、資料の13ページで示しておりますパターン①又はパターン②の接続料を、どのくらいの期間で試算できるのかということを検討させていただきたいと思っております。

なお、東西比について参考までに申し上げますと、過去の情報通信審議会の答申においては、現在のメタルIP電話の部分で1.2倍、1.3倍程度であり、ひかり電話に関しては、資料の13ページにも記載されているとおり、1.07倍程度となっております。そのため、同一の接続料の東西比はその間の数字に収まることが想定されますけれども、試算結果につきましてははできる限り早い時期に出せるようにしたいと考えています。

2点目につきましては、どこまでの事業者にお話を伺うのか、あるいはヒアリングさせていただくのか、書面を出していただくのかといった形につきましても、今後、会議の中で御相談させていただければと思います。現時点で範囲を限定しているもの

ではなく、今、先生のお話にありましたとおり、地方の事業者などにつきましてもお話を伺っていくことが適当であるということであれば範囲を広げてヒアリングを実施するものと考えております。

○相田主査

ありがとうございました。

○山下主査代理

私も、今、相田主査がおっしゃった東西の接続料について1つ伺いたいのですが、接続料といったいろいろな料金全体において、本来は東西別にすべきであるのに、今、暫定的に同額としているものはどのぐらいあるのか教えてもらえたらと思います。それを聞いたからといって、その意思決定に何か影響が及ぶかどうかというのはありませんが、もしここの接続料のメタルIP電話の部分が最後の東西均一だったとしたら、社会的要請として、これは別にしようというような、そういう議論にもなりやすいのかなと思ったので伺う次第です。

○柴田料金サービス課課長補佐

事務局でございます。接続料の範囲におきまして、東西均一としているものは、加入電話・メタルIP電話が唯一のものだと認識しております。また、接続料に関しては、資料の13ページの上の段にも書いてありますとおり、接続に要したコストを反映するという観点から、設備別・社別に設定されるのが原則であるところ、加入電話・メタルIP電話に関しては東西均一という扱いが採られてきたと承知しております。

○山下主査代理

分かりました。そうすると、東西均一接続料としているものは、もう加入電話・メタルIP電話だけが残っているということになるのですか。

○柴田料金サービス課課長補佐

事業者間で支払う電話の接続料としてはおっしゃるとおりです。

○山下主査代理

いろいろな料金の中で東西別にすべきなのに東西均一にしているものは、ほかにはないのでしょうか。

○柴田料金サービス課課長補佐

東西別に設定されるべきである料金の範囲を即座に申し上げるのは難しいですが、少なくとも接続料に関しては、使う設備にかかったコストを反映するという意味で、本来東西別に算定・設定されるべきという原則がございます。ほかのものに関して、例えば、通話料は東西均一であると承知しておりますが、通話料に関しては東西別で算定・設定されるべきという接続料の考え方が当てはまる範囲ではないと思っています。

○山下主査代理

分かりました。ありがとうございます。

○相田主査

こちら辺は事業者の意見等を聞いてみないとなかなか議論もしにくいところかな

と思いますので、先ほど事務局から御説明がございましたように、次回、まず、NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンクの御意見を伺い、それを踏まえて意見交換、あるいは場合によっては追加の意見聴取等々を進めていくということで、その進め方についてもよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

以上